

2020（令和 2）年国民生活基礎調査の概要

1 調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。

2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、平成27年国勢調査区から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯（約5万5千世帯）及び世帯員（約13万8千人）を調査客体とする。

所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯（約1万3千世帯）及び世帯員（約3万1千人）を調査客体とする。

（注：「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの国勢調査区を地理的に分割したものである。）

3 調査の時期

世帯票…………… 令和2年6月4日（木）

所得票…………… 令和2年7月9日（木）

（注：所得については、令和元年1月1日から12月31日までの1年間の所得を調査する。）

4 調査事項

世帯票 …………… 世帯員数、単独世帯の状況、5月中の家計支出額、世帯主との続柄、性、出生年月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、教育、公的年金・恩給の受給状況、就業状況、公的年金の加入状況等

所得票 …………… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

5 調査の方法

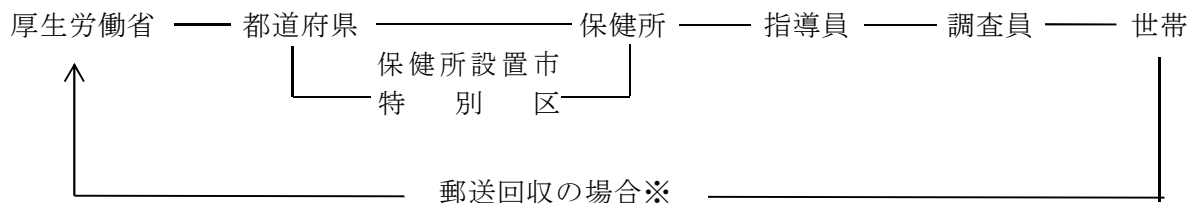
（1） 準備調査については、調査員が平成27年国勢調査区要図に基づいて、受持ち調査地区を巡回し、調査地区要図及び調査世帯名簿を作成する。

（2） 本調査については、あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収する。なお所得票についてはやむを得ない場合をのみ密封回収とする。

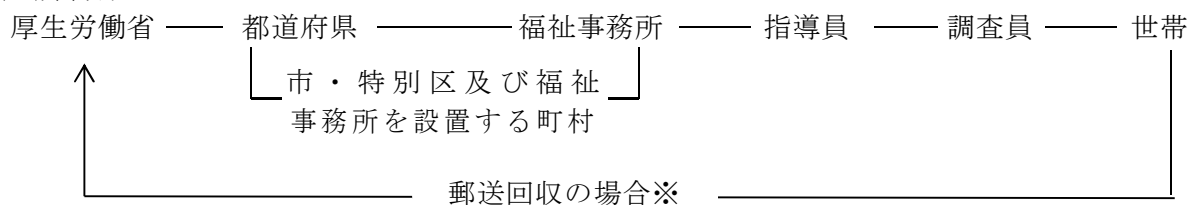
ただし、調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限り、郵送にて調査票を回収する。

6 調査の系統

(1) 世帯票



(2) 所得票



※ 調査員が再三訪問しても不在等で一度も面接できない世帯に限る。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）が行う。

調査結果は「2020（令和2）年国民生活基礎調査の概況」及び「2020（令和2）年国民生活基礎調査（報告書）」として速やかに公表するとともに、厚生労働省ホームページに掲載する。

厚生労働省ホームページ(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>